

和泉市地方税法に係る住宅耐震改修証明書発行要領

(目的)

第1 この要領は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項から第3項まで、同法施行令附則第12条第23項から第25項まで、同法施行規則附則第7条第7項並びに平成18年国土交通省告示第465号及び第466号に定める耐震改修に関する証明書（以下「証明書」という。）の発行に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士
- (3) 耐震改修 耐震診断技術者が作成した耐震改修計画に基づいて行う耐震改修工事をいう。
- (4) 現行の耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第4条第2項第3号に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。
- (5) 証明申請 地方税法附則第15条の9第1項の適用を受けようとするものが証明書の発行を申請することをいう。
- (6) 証明申請者 証明申請を行う者をいう。
- (7) 住宅耐震改修証明申請書 証明書の発行を受けるために、証明申請者が市長に提出する、地方税法施行規則附則第7条第7項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類をいう。

(証明書発行の対象)

第3 証明書の発行の対象となる建築物は、和泉市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成19年6月1日制定。以下「要綱」という。）第13条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けた木造住宅で、地盤および基礎が安全であると判定されたものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該耐震改修に要した費用の額が30万円未満であるものは、証明書の発行の対象から除くものとする。

(証明申請)

第4 証明申請者は、住宅耐震改修証明申請書に、要綱第13条の規定による補助金の額の確定に係る通知書の写しを添付して市長に提出するものとする。

(証明書の発行及び通知)

第5 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、証明書を発行するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、証明書を発行しないことを決定したときは、証明申請者にその旨を通知するものとする。

(実地調査等)

第 6 市長は、証明書の発行に際し、証明業務の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は証明申請者に必要な書類の提出を求めることがある。

(補則)

第 7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 24 日令達)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 11 月 24 日令達)

この訓令は、令達の日から施行する。